

[事案 2020-101] 三大疾病保険金支払請求

・令和2年11月30日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める悪性新生物に該当しないとして三大疾病保険金が支払われなかったことを不服として、三大疾病保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

低異型度非浸潤性乳頭状尿路上皮がんと診断されたので、平成19年9月に契約した三大疾病保障保険にもとづき三大疾病保険金を請求したところ、約款所定の悪性新生物に該当しないとして支払われなかった。しかし、本疾病は悪性新生物であり、筋層非浸潤がんであるが、腫瘍が粘膜層に浸潤していて上皮内がんとも異なるので、三大疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

約款では、三大疾病保険金の支払事由を「悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき」とし、対象となる悪性新生物は、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし上皮内がんを除く。）」と定めており、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」の分類に従って、保険金の支払可否を判断しているが、本疾病は約款所定の「悪性新生物」に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本疾病が三大疾病保険金の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。